

神崎市告示第138号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和6年12月16日から2週間、神崎市産業建設部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年12月16日

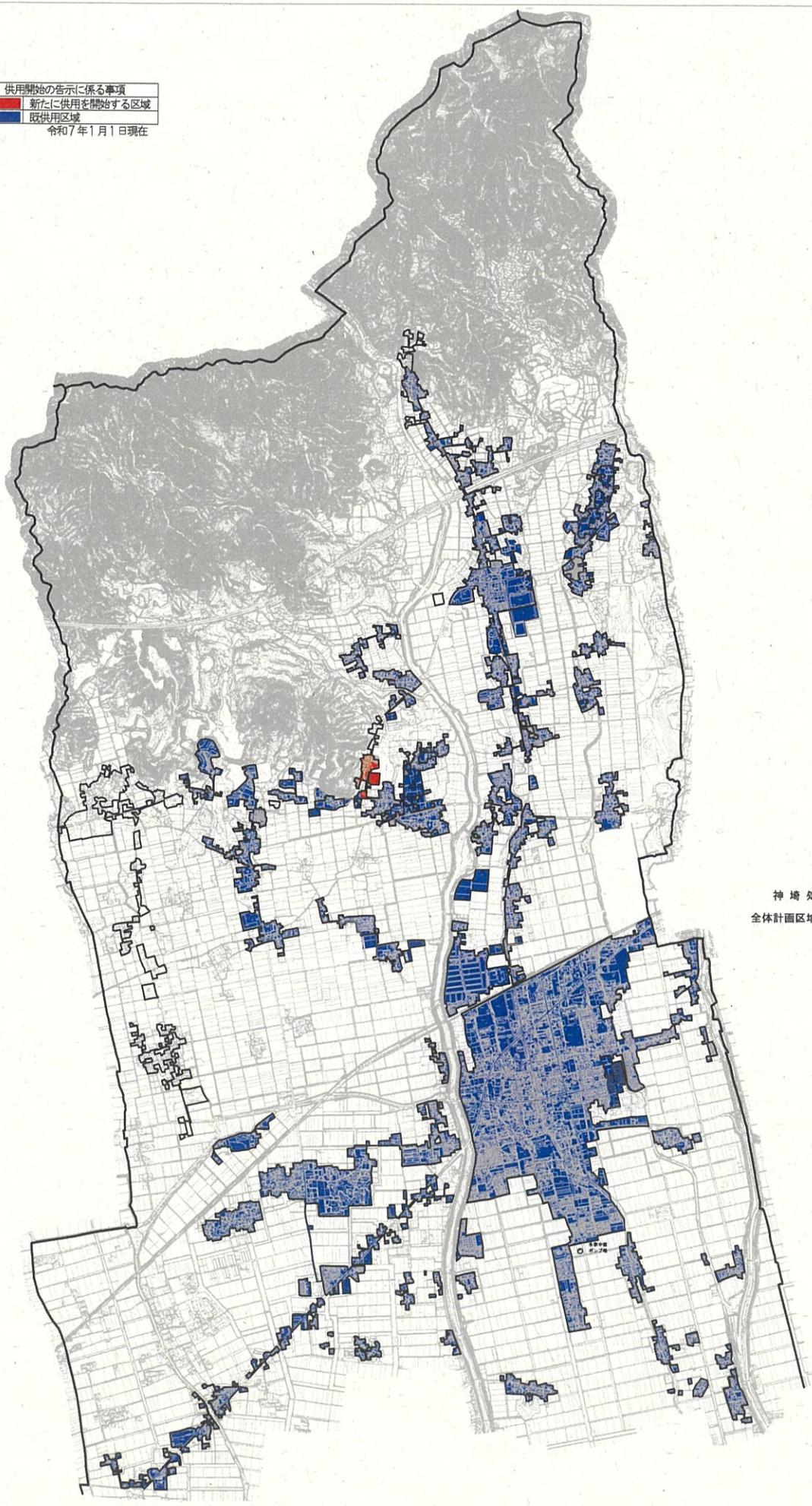
公共下水道管理者

神崎市長 實松 尊徳

記

- 1 新たに公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
令和7年1月1日
- 2 新たに公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
神崎市神崎町尾崎字熊谷 地内  
各字の一部
- 3 新たに供用を開始する排水施設の位置  
別紙図面のとおり
- 4 下水を処理する施設の位置及び名称  
神崎市神崎町永歌字大一本松806番1  
神崎浄化センター
- 5 新たに供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式

供用開始の告示に係る事項  
 ■ 新たに供用を開始する区域  
 ■ 既供用区域  
 令和7年1月1日現在



神埼処理区  
 全体計画区域 約496ha

図番	名称
1	神埼市分排水道事業 概要計画
1	下水道計画(一般早期計画(汚水))
縮尺	1/10,000
神埼市	